

2022年5月27日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目9番1号  
芝浦ルネサイトタワー6階  
ソーシャルワイヤー株式会社  
代表取締役社長 庄子素史

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月17日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月18日（土曜日）午前10時00分  
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区新橋1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階  
CROSSCOOP新橋 セミナールーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件
4. 決議事項  
議案  
議決権行使  
のお取扱い  
定款一部変更の件  
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場  
合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として  
取り扱わせていただきます。  
インターネットによって複数回重複して議決権を行使された  
場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り  
扱わせていただきます。

以 上

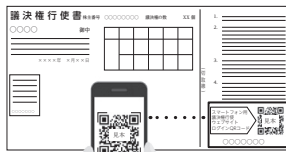
~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.socialwire.net/ir>）に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

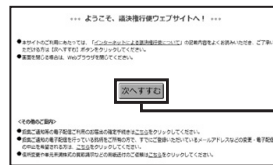
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

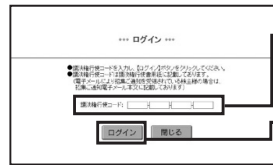
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

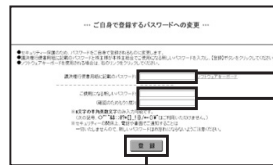
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、変異株を含む新型コロナウイルス感染の拡大及び緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の断続的な発令により、個人消費を含む経済活動は依然として停滞しており、特定の業界においては依然として不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、コロナ禍以降のニーズ・市場の成長を見据えたうえで戦略を策定し、成長を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、4,630,337千円（前連結会計年度比1.4%増）と、増収となりました。また、利益につきましては、営業利益164,070千円（前連結会計年度比30.9%増）、経常利益137,592千円（前連結会計年度比25.9%増）となりました。また、固定資産等の減損損失31,902千円等を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は28,671千円（前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純損失143,670千円）となりました。

各セグメント別の業績は、以下のとおりであります。数値はセグメント間の取引消去後となっております。

##### (デジタルPR事業)

デジタルPR事業は、企業や官公庁・団体等に対して、インフルエンサーPRサービス、新聞・雑誌・WEB・SNS等各種メディアのクリッピング（調査・報告）サービス、製品・サービスや事業等に関するリリース配信サービスを運営しております。

当連結会計年度において、インフルエンサーPRサービスは新型コロナウイルス感染拡大による影響からの回復に加え、アカウント運用等のストック型サービス拡販の効果もあり、案件数は増加（前連結会計年度比17.3%増）いたしました。メディアクリッピングサービスの案件数は特に取引先チェックサービスの牽引により増加（前連結会計年度比16.6%増）、リリース配信サービスについては前年度の営業推進による利用社数増加の効果に加え、緊急事態宣言明けの需要増もあり配信数は増加（前連結会計年度比6.7%増）いたしました。

この結果、デジタルPR事業の売上高は前連結会計年度に比べ241,979千円増加し、2,632,264千円（前連結会計年度比10.1%増）となり、セグメント利益は前連結会計年度に比べ129,651千円増加し、593,711千円

(前連結会計年度比27.9%増)となりました。

(シェアオフィス事業)

シェアオフィス事業は、アジア主要6都市(東京(新宿2拠点、六本木、青山、渋谷、新橋、日本橋)、横浜、仙台、シンガポール、インドネシア(※)、タイ)でシェアオフィスサービス、クラウド翻訳サービスを運営しております。

当連結会計年度において、主要サービスであるシェアオフィスについては、2021年1月に横浜拠点を新規開設した効果もあり、国内拠点の累積稼働席数は増加(前連結会計年度比7.7%増)いたしました。加えて、新拠点となる「クロスコープ日本橋」を2022年1月に開設いたしました。一方、海外拠点については、前年度に決定したフィリピン及びインド拠点の撤退に加え、2021年9月にベトナム拠点の撤退を決定したこともあり、累積稼働席数は大幅に減少(前連結会計年度比44.9%減)いたしました。累積稼働率については、新型コロナウイルス感染による行動制限の影響が国内も含め大きかったことに加え、開設直後の拠点の稼働席数の伸びが軟調だったことから、72.1%(前連結会計年度比3.6ポイント減)となり、また費用面では、新拠点(横浜、日本橋)開設に伴い地代家賃及び減価償却費が増加いたしました。

この結果、シェアオフィス事業の売上高は前連結会計年度に比べ177,725千円減少し、1,998,072千円(前連結会計年度比8.1%減)、セグメント損失は拠点新設による初期投資費用もあり前連結会計年度に比べ94,899千円減少し、32,536千円(前連結会計年度は62,362千円の利益)となりました。

(※) インドネシア拠点はフランチャイズによる運営です。

### 【セグメント別売上高】

| 区 分       | 第14期<br>2019年4月1日～<br>2020年3月31日 |       | 第15期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 |       | 第16期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比<br>増減 |      |
|-----------|----------------------------------|-------|----------------------------------|-------|-----------------------------------------------|-------|----------------|------|
|           | 金額                               | 構成比   | 金額                               | 構成比   | 金額                                            | 構成比   | 金額             | 増減比  |
|           | (千円)                             | (%)   | (千円)                             | (%)   | (千円)                                          | (%)   | (千円)           | (%)  |
| デジタルPR事業  | 1,988,676                        | 50.7  | 2,390,285                        | 52.3  | 2,632,264                                     | 56.8  | 241,979        | 10.1 |
| シェアオフィス事業 | 1,936,318                        | 49.3  | 2,175,798                        | 47.7  | 1,998,072                                     | 43.2  | △177,725       | △8.1 |
| 合 計       | 3,924,994                        | 100.0 | 4,566,083                        | 100.0 | 4,630,337                                     | 100.0 | 64,253         | 1.4  |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は259,937千円であり、その主なものは次のとおりです。

i 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・デジタルPR事業 販売管理機能新規開発・バージョンアップ  
インフルエンサー機能バージョンアップ
- ・シェアオフィス事業 シェアオフィス(日本橋)設備  
会議室予約機能バージョンアップ

ii 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・シェアオフィス事業 販売管理システム開発

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に調達いたしました当社グループの資金の総額は、232,000千円となりました。これは金融機関等より長期借入金として調達を行ったことによるものであります。

なお、必要資金の確保と運転資金の効率的な調達を行うため、総額400,000千円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社であるCROSSCOOP SINGAPORE PTE. LTD. は、2021年4月1日を効力発生日として、同じく当社の完全子会社であるSOCIALWIRE SINGAPORE PTE. LTD. と吸収合併を行い、同社が営んでおりました国外グループ企業の管理及び支援事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

重要性がないため、記載を省略しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 13 期<br>2018年4月1日～<br>2019年3月31日 | 第 14 期<br>2019年4月1日～<br>2020年3月31日 | 第 15 期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 | 第 16 期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高                               | 3,264,572千円                        | 3,924,994千円                        | 4,566,083千円                        | 4,630,337千円                                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 240,738千円                          | 72,785千円                           | △143,670千円                         | 28,671千円                                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 41.05円                             | 12.23円                             | △23.83円                            | 4.79円                                           |
| 純 資 産                               | 1,311,704千円                        | 1,318,721千円                        | 1,080,376千円                        | 1,064,145千円                                     |
| 総 資 産                               | 3,310,059千円                        | 5,010,937千円                        | 5,172,912千円                        | 4,977,579千円                                     |
| 1株当たり純資産                            | 215.41円                            | 214.86円                            | 176.88円                            | 175.61円                                         |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 13 期<br>2018年4月1日～<br>2019年3月31日 | 第 14 期<br>2019年4月1日～<br>2020年3月31日 | 第 15 期<br>2020年4月1日～<br>2021年3月31日 | 第 16 期<br>2021年4月1日～<br>2022年3月31日<br>(当事業年度) |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高                     | 2,473,384千円                        | 3,021,934千円                        | 3,953,131千円                        | 4,163,721千円                                   |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | 211,562千円                          | 79,381千円                           | △149,048千円                         | 21,756千円                                      |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | 36.07円                             | 13.34円                             | △24.72円                            | 3.63円                                         |
| 純 資 産                     | 1,283,335千円                        | 1,317,450千円                        | 1,094,534千円                        | 1,054,054千円                                   |
| 総 資 産                     | 3,120,810千円                        | 4,184,954千円                        | 4,704,193千円                        | 4,603,899千円                                   |
| 1株当たり純資産                  | 215.57円                            | 217.80円                            | 180.98円                            | 176.03円                                       |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                           | 資本金            | 議決権比率  | 主要な事業内容   | 決算日    |
|-----------------------------------------------|----------------|--------|-----------|--------|
| CROSSCOOP SINGAPORE PTE. LTD.                 | SGD 450,000    | 100.0% | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| CROSSCOOP INDIA PRIVATE LIMITED               | INR 64,700,000 | 89.8%  | シェアオフィス事業 | 3月31日  |
| CROSSCOOP PHILIPPINES INC.                    | PHP 19,000,000 | 100.0% | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited. | USD 815,000    | 84.9%  | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| Crosscoop (Thailand) Co.,Ltd.                 | THB 5,000,000  | 49.0%  | シェアオフィス事業 | 12月31日 |
| トランススマート株式会社                                  | 10,000,000円    | 86.4%  | シェアオフィス事業 | 3月31日  |
| YUYU BEAUTY Company Limited                   | USD 200,000    | 100.0% | デジタルPR事業  | 9月30日  |

- (注) 1. 2021年4月1日付で、当社の連結子会社であるCROSSCOOP SINGAPORE PTE. LTD. を存続会社、SOCIALWIRE SINGAPORE PTE. LTD. を消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. CROSSCOOP PHILIPPINES INC. は、2021年3月15日の取締役会において任意清算手続開始の申立てを行うことを決議しております。フィリピンにて定められた財務再生及び倒産に関する法律 (Financial Rehabilitation and Insolvency Act.) に従って任意清算手続を行い、完了次第、清算終了となります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 新コーポレートビジョン・経営方針の浸透

当社グループは、新型コロナウイルスの世界的パンデミックによる消費活動における価値観の変化に応じ、コーポレートビジョン及び経営方針の刷新を決定しました。これにより、当社グループの目指す姿や追求する目標は大きく変化することとなりますが、現場従業員への新方針の浸透には一定の時間が必要となります。マネジメント層による指導等のトップダウンの指導とともに、人事評価における評価項目等の従業員に直結する事項の変更を実施する等、当社グループ一丸となり新たな方針に向かうための施策を推進します。

##### ② 人材の確保と育成、エンゲージメント向上

当社グループは、新コーポレートビジョン・経営方針に向け、営業・オペレーション・商品開発・管理等の各部門において組織力・現場力の強化が必要と考えます。そのような背景から「ポジション（ポスト）が人を育てる」という育成方針のもと、既存従業員へ新組織の管理職として積極的なポジション（ポスト）提供と権限委譲を推進しております。成長組織の実績を有する人材の調達をはじめ、マネジメント層の指導力・管理能力の向上、社内教育制度の充実を図るとともに、社内コミュニケーション活性化の施策を通じた従業員のエンゲージメント向上に努めていく方針であります。

##### ③ 情報管理体制の強化

当社グループにおける事業運営上、顧客の公開前情報や個人情報を含む機密情報を保有することがあります。そのような中、今般のリモートワーク導入の加速化や個人情報保護法の改正等の外部要因もあり、ますます機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しております。情報管理面において、その保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底するとともに、社内教育・研修の実施、業務フローの精度向上、持続的なシステムの整備等を行ってまいります。

##### ④ サービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、クライアント企業や一般消費者への認知拡大が必要不可欠であり、サービスブランドの知名度向上が重要課題であると認識しております。費用対効果を勘案しながらプロモーション活動を強化していくとともに、加えて、当社自身の認知拡大も推進すべく、広報活動にも注力してまいります。



⑤ 内部管理体制の強化

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識をしております。業務拡大に合わせ、関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

⑥ M&Aによる成長加速

当社グループでは、創業より多くのM&Aを行っており、今後も積極的にM&Aを活用する方針であります。M&Aを行うにあたり、投資効果はもちろん、対象企業の提供サービスにおける事業規模や成長性、相乗効果、ならびに次世代に求められる事業ニーズや先進性等を十分に検討したうえで、事業領域の拡大と業績の向上につながるM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

### （デジタルPR事業）

#### i インフルエンサーPRサービス

Instagram（インスタグラム）を中心としたインフルエンサーに企業の商品やコンテンツを実際に利用してもらい、そのプロセスや体験を投稿してもらって新しいSNSの広告手法（インフルエンサーマーケティング）を提供しております。また、クライアント企業のSNS公式アカウントの運用代行を通じたファン育成にも取り組んでおります。

東証プライム企業や広告代理店・PR会社を中心に、スキンケア、メイク、アパレル、消耗品、旅行、イベント商材など多岐にわたるジャンルにおいて10,000件以上の支援実績を持っております。

#### ii 新聞・雑誌・WEB情報のクリッピングサービス

新聞・雑誌・WEB等幅広いメディアから、顧客が必要としている記事を選別し、報告を行っております。プロスタッフの目を通して調査を行っているため、キーワードによるデータベース検索サービスでは調査できない「テーマ」「概念」等抽象的なものや、「プレゼント欄」「広告欄」「記事の添付写真」等柔軟な対応が可能です。

新聞・雑誌の調査範囲は、当連結会計年度末現在、業界最多（※）となっております。

※ 国内クリッピングサービスの売上大手5社がサービスサイト上で調査範囲として公表しているメディア数と比較。

また、スピンオフ・サービスブランドとして、クリッピングのサービス・インフラを活用し、「RISK EYES（リスクアイズ）」のブランドにて取引先チェックサービスを運営しております。

WEBニュース記事、新聞記事といった公知情報を用いて、取引先に関する「反社会的勢力」「犯罪関与」「不祥事」等の疑いをチェックするサービスとなります。

また、制裁リストを用いた海外企業チェック、お客様の保有する業務システムとのAPI連携機能も実装し、簡単・スピーディーな取引先チェック専用ツールを提供しております。

#### iii リリース配信サービス

顧客が発表する新商品・新サービス・イベント告知・企業動向等の様々なプレスリリースが、より多くの記事として取り上げられるために、専任の担当者が文書の校正やタイトルのご提案、最適な配信先メディアの選定を行い、お客様の希望される発表時間にプレスリリースを配信しております。

また、メディアだけではなく、SNSを使って直接消費者にニュースを拡散しております。

(シェアオフィス事業)

i シェアオフィスサービス

アジア主要6都市（東京（新宿2拠点、六本木、青山、渋谷、新橋、日本橋）、横浜、仙台、シンガポール、インドネシア（※）、タイ）でシェアオフィスを運営しております。国内においては利便性が良い主要駅から近いオフィスビル、海外においてはビジネス主要都市にてアクセスが良く知名度の高いオフィスビルにおいて、シェアオフィスを運営しております。また、アジア主要都市におけるドメスティックな事業運営ノウハウを用いて、他事業をアジア展開する際の活動拠点として活用してまいります。

※ インドネシア拠点はフランチャイズによる運営です。

ii クラウド翻訳サービス

翻訳依頼者がサイトを介し専門性の高い翻訳者の選別／指名ができるとともに業務進行をクラウド管理できる翻訳サービスを運営しています。官公庁、大企業、メディア、外資系企業に対して20年以上の実績を積み重ねております。現在4,000名を超えるプロフェッショナル翻訳者をネットワーク化しており、ブログやメール等のカジュアル翻訳から、学術論文や製品マニュアル、契約書等の専門翻訳までオンラインで簡単に依頼ができる、プロによる高品質な翻訳サービスを低価格で提供しています。

## (6) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |

(注) このほか、デジタルPR事業の営業拠点として大阪、福岡、名古屋、シェアオフィス事業のレンタルオフィス拠点として新宿(2拠点)、六本木、青山、渋谷、新橋、日本橋、横浜、仙台、シンガポール、タイがあります。

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 当社グループの使用人の状況

| 事 業 区 分           | 使 用 人 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------------|------------|-------------|
| デ ジ タ ル P R 事 業   | 117 (85) 名 | 4名増 (1名増)   |
| シ ョ ア オ フ ィ ス 事 業 | 27 (3) 名   | 15名減 ( - )  |
| 全 社 ( 共 通 )       | 31 (0) 名   | 5名増 ( - )   |
| 合 計               | 175 (88) 名 | 6名減 (1名増)   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)と記載されている使用人数は、コーポレート部門に所属しているもの及び休職者であります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 170名(88名) | 6名増(2名増)  | 35.2歳   | 4年2ヶ月       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、吸収合併した各企業の使用人については、それぞれの勤続年数を引き継いでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 残 高     |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 1,055,560千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 581,964千円   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 100,000千円   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
- ② 発行済株式の総数 5,972,594株（自己株式136,006株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 5,577名
- ④ 大株主の状況

| 氏名又は名称                                     | 所有株式数(株)  | 持株比率数(%) |
|--------------------------------------------|-----------|----------|
| 矢田峰之                                       | 1,186,000 | 19.86    |
| ユニテッド株式会社                                  | 416,400   | 6.97     |
| 佐藤幹雄                                       | 357,948   | 5.99     |
| 加藤順彦                                       | 260,000   | 4.35     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 156,100   | 2.61     |
| 庄子素史                                       | 154,000   | 2.58     |
| 吉岡裕之                                       | 130,000   | 2.18     |
| 荻巢知子                                       | 118,000   | 1.98     |
| 藤原直美（戸籍名：川副直美）                             | 117,200   | 1.96     |
| 石田朝子                                       | 115,200   | 1.93     |

(注) 持株比率は自己株式（136,006株）を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称                                             | 第8回新株予約権                                     | 第9回新株予約権                                     |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 新株予約権の数                                        | 1,250個                                       | 850個                                         |
| 保有人数<br>当社取締役<br>(社外役員を除く)<br>当社社外取締役<br>当社監査役 | 2名<br>1名<br>1名                               | 1名<br>2名<br>2名                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                            | 普通株式 125,000株<br>(新株予約権<br>1個につき100株)        | 普通株式 85,000株<br>(新株予約権<br>1個につき100株)         |
| 新株予約権の発行価額                                     | 新株予約権<br>1個当たり100円<br>(1株当たり1円)              | 新株予約権<br>1個当たり100円<br>(1株当たり1円)              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                         | 新株予約権<br>1個当たり<br>73,300円<br>(1株当たり<br>733円) | 新株予約権<br>1個当たり<br>82,900円<br>(1株当たり<br>829円) |
| 新株予約権の行使期間                                     | 自 2020年6月1日<br>至 2025年12月31日                 | 自 2021年7月1日<br>至 2026年12月31日                 |
| 新株予約権の主な行使条件                                   | (注) 2                                        | (注) 3                                        |

- (注) 1. 第9回新株予約権のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものであります。
2. 当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあり、2020年3月期から2025年3月期までのいずれかの期において当社の経常利益が8億円を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。
3. 当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあり、2021年3月期から2026年3月期までのいずれかの期において当社の連結売上高が70億円を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 会社役員 の 状況

##### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当                  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|---------|------------------------------|----------------------------------------------------|
| 矢 田 峰 之 | 代 表 取 締 役 社 長<br>グ ル ー プ 統 括 |                                                    |
| 庄 子 素 史 | 取 締 役<br>取 事 業 開 発 担 当       |                                                    |
| 大 野 誠 一 | 取 締 役                        | 株式会社ハッツアンリミテッド 副社長執行役員<br>ライフソフト・ジャパン株式会社 代表取締役CEO |
| 白 川 久 美 | 取 締 役                        | withRiver株式会社 代表取締役社長                              |
| 山 浦 政 彦 | 取 締 役                        | SBペイメントサービス株式会社 営業本部長                              |
| 赤 松 朱 美 | 監 査 役                        |                                                    |
| 樋 口 節 夫 | 監 査 役                        | 樋口節夫公認会計士事務所 所長                                    |
| 平 山 剛   | 監 査 役                        | タイラカ総合法律事務所 代表<br>平山剛公認会計士事務所 代表                   |

- (注) 1. 取締役 大野誠一氏、白川久美氏、山浦政彦氏の3名は、社外取締役であります。また、取締役 大野誠一氏、白川久美氏、山浦政彦氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役 山浦政彦氏は、2021年6月18日開催の第15回定時株主総会で新たに選任され、就任しました。
3. 監査役 赤松朱美氏は、会社法第346条第2項の規定に基づく東京地方裁判所への仮監査役（一時監査役職務代行者）の選任の申立てにより2021年4月21日付で仮監査役として選任され就任し、その後、2021年6月18日開催の第15回定時株主総会で監査役に選任され就任しました。
4. 監査役 樋口節夫氏、平山剛氏の両氏は、社外監査役であります。また、監査役 樋口節夫氏、平山剛氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 樋口節夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 平山剛氏は、弁護士としての高度な専門的知識を有しており、豊富な経験・幅広い見識を有するものであります。
7. 2022年3月31日をもって、矢田峰之氏は代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
8. 2022年4月1日付で、庄子素史氏は代表取締役社長に就任いたしました。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社グループの役員、執行役員及びその他重要な使用人（当事業年度中に在任していた者を含む）であり、株主代表訴訟補償特約条項に係る保険料については、被保険者である各役員等の負担、その他の保険料については会社負担としております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

i 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の<br>総 額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |                | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|----------------|----------------------|
|                    |                     | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非 金 銭<br>報 酬 等 |                      |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 46,399<br>(7,416)   | 46,399<br>(7,416)  | —           | —              | 9<br>(3)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 15,188<br>(5,418)   | 15,188<br>(5,418)  | —           | —              | 3<br>(2)             |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 61,588<br>(12,834)  | 61,588<br>(12,834) | —           | —              | 12<br>(5)            |

- (注) 1. 上表には、2021年6月18日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の在任中の報酬等の額が含まれております。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 上表には、2021年4月21日付で就任した仮監査役1名を含んでおります。

ii 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
 取締役の報酬限度額は、2015年5月22日開催の定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2015年5月22日開催の定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

iii 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものである



と判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し決定する権限を有しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としております。また、決定過程においては、代表取締役社長が売上高に対する比率や正社員平均給与実績等を参考指標として年度の報酬総額を定め、常勤取締役全員は自身を含めた全取締役の評価及び報酬総額の範囲内における分配案を作成いたします。代表取締役社長は、各評価の平均を基に総合的に勘案し、個々の報酬額を決定しております。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

iv 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 大野誠一氏は、株式会社ハッツアンリミテッドの副社長執行役員及びライフシフト・ジャパン株式会社の代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 白川久美氏は、withRiver株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 山浦政彦氏は、SBペイメントサービス株式会社の営業本部長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 樋口節夫氏は、樋口節夫公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 平山剛氏は、タイラカ総合法律事務所の代表及び平山剛公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ii 当該事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 大野誠一 | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしており、特に、当社経営課題に対する提言や役員間での認識共有を図る等、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されております。</p>                                    |
| 取締役 白川久美 | <p>当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席いたしました。</p> <p>社外取締役に就任以降、グローバル企業での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただく等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に、グローバル市場の知見や会社経営者の実務における経験と幅広い見識を活かし、当社の中長期的な企業価値向上にも寄与されております。</p> |
| 取締役 山浦政彦 | <p>2021年6月18日就任以後の、当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席いたしました。</p> <p>長年に亘りグローバル企業に勤め、金融サービス、アセットマネジメント事業等の豊富な経験及び幅広い見識を有しております。当該知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等の機能を担っております。</p>                                                  |
| 監査役 樋口節夫 | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、また監査役会19回すべてに出席しております。</p> <p>社外監査役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、会計監査人以外の公認会計士として独立した立場からの専門的見地に基づき、社外監査役の立場から助言・指導をいただいております。</p>         |
| 監査役 平山剛  | <p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、また監査役会19回のうち18回に出席しております。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から業務執行等の監督に十分な役割・責務を果たしております。特に、高度な専門的知識と専門的な立場から、監督、助言を行い、意思決定の妥当性・適正性、コンプライアンス対応の実施状況など、適宜必要な助言・指導をいただいております。</p>   |

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 35,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス憲章」を制定し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催する等、コンプライアンスの意識の維持・向上を図ります。
  - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
  - ・健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりをもたず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。
- ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
  - ・必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と、早期発見に努めております。
- iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。
  - ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。
- v 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・「関連会社規程」に基づき、関連会社の管理を行います。
  - ・取締役会は、経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を代表取締役社長に報告いたします。
  - ・内部監査室は、当社及び関連会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。
- vi 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせます。

- vii 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものといたします。
  - ・当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものといたします。
- viii 監査役への報告に関する体制
  - ・監査役は、取締役会のほか部門長会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求められます。
  - ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
  - ・取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。
- ix 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・コンプライアンス憲章に則り、報告した事実によって不利益（解雇、減給、異動、降格、懲戒、報復行為）等を被ることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底致します。
- x 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について、会社法に規定される費用の請求をした場合において、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理致します。
- xi その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
  - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
  - ・監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
  - ・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- xii 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその他整備状況
  - ・「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を作成し、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組みます。
  - ・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。
  - ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行います。
  - ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組みます。
  - ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

i リスク管理に対する取り組み

「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの抽出・評価のうち、定期的にリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクごとの管理策を検討いたしました。

ii 職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社グループは、取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績のレビューを行いました。

iii コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催いたしました。

iv 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に参加したほか、取締役や役職員から聴取を行う等、業務の執行状況を直接的に確認いたしました。また、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、経営上重要な政策として認識しております。将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を図るとともに、「連結配当性向30%を目標とした持続的な配当拠出」をすることを中長期的な還元方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、1年半にわたるシェアオフィス事業の統廃合、デジタルPR事業での生産性改善等の施策の実施により黒字着地できたものの、当期純利益の水準は未だ低く、現時点では内部留保を優先し、新たな経営方針の下、付加価値向上に向け適切に投資することが適当と判断し、配当については見合わせることにさせていただきます。なお、中間配当につきましても無配としております。

また、当事業年度において、自己株式58,900株（取得時価総額38,660千円）を取得致しました。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額        | 科 目           | 金 額       |
|----------------|------------|---------------|-----------|
| (資産の部)         |            | (負債の部)        |           |
| 流動資産           | 1,423,198  | 流動負債          | 1,779,620 |
| 現金及び預金         | 898,723    | 1年内返済予定の長期借入金 | 415,330   |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 295,069    | 未払金           | 272,544   |
| その他            | 233,127    | 未払法人税等        | 16,688    |
| 貸倒引当金          | △3,723     | 契約負債          | 526,686   |
| 固定資産           | 3,554,381  | リース債務         | 95,387    |
| 有形固定資産         | 1,634,231  | 預り保証金         | 304,096   |
| 建物             | 1,830,327  | 資産除去債務        | 7,634     |
| 工具、器具及び備品      | 482,086    | その他           | 141,252   |
| 使用権資産          | 400,683    | 固定負債          | 2,133,813 |
| その他            | 61,519     | 長期借入金         | 1,329,833 |
| 減価償却累計額        | △1,140,386 | 資産除去債務        | 603,985   |
| 無形固定資産         | 276,672    | 繰延税金負債        | 2,461     |
| のれん            | 118,800    | リース債務         | 143,040   |
| ソフトウェア         | 154,358    | その他           | 54,494    |
| その他            | 3,512      | 負債合計          | 3,913,434 |
| 投資その他の資産       | 1,643,477  | (純資産の部)       |           |
| 投資有価証券         | 35,635     | 株主資本          | 1,040,010 |
| 差入保証金          | 1,459,796  | 資本金           | 354,789   |
| 繰延税金資産         | 146,682    | 資本剰余金         | 294,556   |
| その他            | 84,008     | 利益剰余金         | 474,570   |
| 貸倒引当金          | △82,646    | 自己株式          | △83,906   |
| 資産合計           | 4,977,579  | その他の包括利益累計額   | 8,837     |
|                |            | その他有価証券評価差額金  | 63        |
|                |            | 為替換算調整勘定      | 8,774     |
|                |            | 新株予約権         | 2,712     |
|                |            | 非支配株主持分       | 12,585    |
|                |            | 純資産合計         | 1,064,145 |
|                |            | 負債・純資産合計      | 4,977,579 |

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 4,630,337 |
| 売上原価            |        | 2,469,774 |
| 売上総利益           |        | 2,160,562 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,996,492 |
| 営業利益            |        | 164,070   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 1,258  |           |
| 受取手数料           | 3,282  |           |
| 助成金収入           | 1,221  |           |
| その他             | 2,540  | 8,303     |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 29,555 |           |
| 投資事業組合運用損       | 859    |           |
| 為替差損            | 948    |           |
| その他             | 3,418  | 34,781    |
| 経常利益            |        | 137,592   |
| 特別利益            |        |           |
| 新株予約権戻入益        | 259    | 259       |
| 特別損失            |        |           |
| 減損損失            | 31,902 |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 36,700 | 68,602    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 69,249    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 43,508 |           |
| 法人税等調整額         | △4,558 | 38,950    |
| 当期純利益           |        | 30,299    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 1,627     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 28,671    |



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |         |         | 株 主 資 本<br>合 計 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自 己 株 式 |                |
| 当 期 首 残 高           | 354,789 | 294,556 | 469,342 | △45,245 | 1,073,442      |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |         | △8,364  |         | △8,364         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 354,789 | 294,556 | 460,977 | △45,245 | 1,065,077      |
| 当 期 変 動 額           |         |         |         |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |         | △15,078 |         | △15,078        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 28,671  |         | 28,671         |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |         |         | △38,660 | △38,660        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         |         |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —       | 13,592  | △38,660 | △25,067        |
| 当 期 末 残 高           | 354,789 | 294,556 | 474,570 | △83,906 | 1,040,010      |

|                     | そ の 他 の<br>包 括 利 益 累 計 額 |                      |                                 | 新 予 約 株 権 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------|-----------|------------------|--------------|
|                     | その他有価<br>証券評価差<br>額      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益 累<br>計 額 合 計 |           |                  |              |
| 当 期 首 残 高           | △63                      | △6,531               | △6,594                          | 2,972     | 10,556           | 1,080,376    |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                          |                      |                                 |           |                  | △8,364       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △63                      | △6,531               | △6,594                          | 2,972     | 10,556           | 1,072,012    |
| 当 期 変 動 額           |                          |                      |                                 |           |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当         |                          |                      |                                 |           |                  | △15,078      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                          |                      |                                 |           |                  | 28,671       |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                          |                      |                                 |           |                  | △38,660      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 126                      | 15,305               | 15,432                          | △259      | 2,028            | 17,201       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 126                      | 15,305               | 15,432                          | △259      | 2,028            | △7,866       |
| 当 期 末 残 高           | 63                       | 8,774                | 8,837                           | 2,712     | 12,585           | 1,064,145    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 7社

・主要な連結子会社の名称

CROSSCOOP SINGAPORE PTE.LTD.、CROSSCOOP INDIA PRIVATE LIMITED、CROSSCOOP PHILIPPINES INC.、Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited.、Crosscoop (Thailand) Co.,Ltd.、トランススマート株式会社、YUYU BEAUTY Company Limited

##### ② 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、当社の完全子会社であるSOCIALWIRE SINGAPORE PTE.LTD.は、当社の完全子会社であるCROSSCOOP SINGAPORE PTE.LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### ③ 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、CROSSCOOP SINGAPORE PTE.LTD.、CROSSCOOP PHILIPPINES INC.、Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited.、Crosscoop (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。これらの連結子会社については、連結計算書類の作成にあたって、同決算日現在の計算書類を使用しております。

また、CROSSCOOP INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日、YUYU BEAUTY Company Limitedの決算日は9月30日ではありますが、12月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ただし、これらの連結子会社については、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### i 投資有価証券

投資事業有限責任組合への出資

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ii デリバティブ

時価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### i 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 5～8年

###### ii 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5～8年

- iii 使用権資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
- i デジタルPR事業  
デジタルPR事業は、①インフルエンサーPRサービス、②新聞・雑誌・WEB情報のクリッピングサービス、③リリース配信代行サービスを運営しております。  
①インフルエンサーPRサービスにおいては、インフルエンサーが企業の商品やコンテンツを利用し、そのプロセスや体験をSNSに投稿するサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、インフルエンサーによるPR投稿が完了された時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。  
②新聞・雑誌・WEB情報のクリッピングサービスにおいては、新聞・雑誌・WEBメディアの記事掲載のクリッピング・リサーチサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間にわたり充足されると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。  
③リリース配信サービスにおいては、主に企業の情報発信（広報・広告）を支援するリリース配信代行サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、リリース配信が完了された時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。  
上記サービスの通常の支払期限は、顧客へのサービス提供後翌月となります。
- ii シェアオフィス事業  
シェアオフィス事業は、主にシェアオフィスサービスを運営しております。  
シェアオフィスサービスにおいては、主に業務に必要なイス・机・執務空間・情報機器等を備えたオフィスのレンタルサービス、これに付随するオフィスサービスを提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間にわたり充足されると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- i ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ii 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- イ 外貨建金銭債権債務 連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ロ 在外子会社の資産及び負債 連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。
- ハ 在外子会社の収益及び費用 期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、シェアオフィス事業における入会金収入について一時点で収益認識しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は8,364千円減少しております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える損益影響は軽微です。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度   |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 146,682千円 |

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。この結果、当連結会計年度において、連結貸借対照表に記載しているように、繰延税金資産146,682千円を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積り額に依存するため、見積りにおいて用いた仮定が、市場環境等の変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度     |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,594,728千円 |
| 無形固定資産 | 11,624千円    |

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、シェアオフィス事業の固定資産の減損にかかる回収可能性の評価にあたり、シェアオフィス事業拠点をもとにキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。この結果、当連結会計年度において連結損益計算書に記載しているように、減損損失31,902千円を計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、見積りにおいて用いた新規顧客の獲得見込みや席単価、賃料の将来推移見込み等の仮定が、市場環境等の変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 6,108,600           | —                   | —                   | 6,108,600          |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2021年6月18日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 15,078千円 | 2円50銭        | 2021年3月31日 | 2021年6月21日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 7,600株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等によっております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、与信管理規程に基づき年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

外貨建債権債務の為替リスクは、通貨別・月別に把握することで管理しております。

差入保証金は、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

リース債務は、主にIFRS16「リース」の適用による海外子会社の賃貸契約に係るものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は表には含めておりません。（注）を参照ください。）

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：千円）

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額(*1) | 時 価<br>(*1) | 差 額<br>(*1) |
|-------------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 差 入 保 証 金(*2) | 1,489,526          | 1,429,333   | △60,193     |
| (2) 長 期 借 入 金(*3) | (1,745,163)        | (1,749,560) | (4,396)     |
| (3) リ ー ス 債 務(*4) | (238,427)          | (241,489)   | (3,061)     |

(\*1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(\*2) 1年内回収予定の差入保証金（連結貸借対照表上流動資産「その他」に29,730千円が含まれております。）は、差入保証金に含めております。

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(\*4)リース債務（流動）はリース債務に含めております。

#### (注) 市場価格のない株式等

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は35,635千円であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |           |      | 合計        |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 |           |
| 差入保証金 | —    | 1,429,333 | —    | 1,429,333 |
| 資産計   | —    | 1,429,333 | —    | 1,429,333 |
| 長期借入金 | —    | 1,749,560 | —    | 1,749,560 |
| リース債務 | —    | 241,489   | —    | 241,489   |
| 負債計   | —    | 1,991,049 | —    | 1,991,049 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は返還時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分類した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント      |               |           | その他 | 合計        |
|-------------------|--------------|---------------|-----------|-----|-----------|
|                   | デジタルPR<br>事業 | シェア<br>オフィス事業 | 計         |     |           |
| 国内                | 2,631,378    | 1,786,880     | 4,418,259 | —   | 4,418,259 |
| 国外                | 886          | 211,191       | 212,077   | —   | 212,077   |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 2,632,264    | 1,998,072     | 4,630,337 | —   | 4,630,337 |
| その他の収益            | —            | —             | —         | —   | —         |
| 外部顧客への売上<br>高     | 2,632,264    | 1,998,072     | 4,630,337 | —   | 4,630,337 |

(単位：千円)

|                    | 報告セグメント      |               |           | その他 | 合計        |
|--------------------|--------------|---------------|-----------|-----|-----------|
|                    | デジタルPR<br>事業 | シェア<br>オフィス事業 | 計         |     |           |
| リリース配信<br>サービス     | 1,215,735    | —             | 1,215,735 | —   | 1,215,735 |
| クリッピング<br>サービス     | 837,357      | —             | 837,357   | —   | 837,357   |
| インフルエンサー<br>PRサービス | 579,171      | —             | 579,171   | —   | 579,171   |
| シェアオフィス<br>サービス    | —            | 1,742,826     | 1,742,826 | —   | 1,742,826 |
| その他                | —            | 255,246       | 255,246   | —   | 255,246   |
| 顧客との契約から<br>生じる収益  | 2,632,264    | 1,998,072     | 4,630,337 | —   | 4,630,337 |
| その他の収益             | —            | —             | —         | —   | —         |
| 外部顧客への売上<br>高      | 2,632,264    | 1,998,072     | 4,630,337 | —   | 4,630,337 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度<br>(2022年3月31日) |         |
|---------------|-------------------------|---------|
|               | 期首残高                    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 328,961                 | 278,160 |
| 契約資産          | 15,300                  | 16,909  |

連結計算書類上、契約負債は負債の部の「流動負債」に計上しております。契約負債は、主にシェアオフィスサービスにかかる賃料前受分に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、509,614千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

175円61銭

(2) 1株当たり当期純利益

4円79銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>   |           | <b>(負債の部)</b>   |           |
| <b>流動資産</b>     | 1,137,527 | <b>流動負債</b>     | 1,566,177 |
| 現金及び預金          | 708,153   | 1年内返済予定の長期借入金   | 415,330   |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 254,416   | 未払金             | 206,396   |
| 前払費用            | 153,024   | 未払費用            | 81,966    |
| その他             | 25,605    | 未払法人税等          | 16,508    |
| 貸倒引当金           | △3,672    | 契約負債            | 501,421   |
| <b>固定資産</b>     | 3,466,371 | 預り保証金           | 286,954   |
| <b>有形固定資産</b>   | 1,393,580 | 資産除去債務          | 4,097     |
| 建物              | 1,768,570 | その他             | 53,503    |
| 工具、器具及び備品       | 463,677   | <b>固定負債</b>     | 1,983,667 |
| その他             | 50,998    | 長期借入金           | 1,322,994 |
| 減価償却累計額         | △889,666  | 資産除去債務          | 601,022   |
| <b>無形固定資産</b>   | 276,585   | その他             | 59,650    |
| のれん             | 118,800   | <b>負債合計</b>     | 3,549,844 |
| ソフトウェア          | 154,358   | <b>(純資産の部)</b>  |           |
| その他             | 3,426     | <b>株主資本</b>     | 1,051,278 |
| <b>投資その他の資産</b> | 1,796,205 | 資本金             | 354,789   |
| 関係会社株式          | 179,508   | 資本剰余金           | 296,789   |
| 投資有価証券          | 35,635    | 資本準備金           | 296,789   |
| 差入保証金           | 1,435,186 | 利益剰余金           | 483,605   |
| 破産更生債権等         | 12,955    | その他利益剰余金        | 483,605   |
| 長期前払費用          | 1,362     | 繰越利益剰余金         | 483,605   |
| 繰延税金資産          | 144,511   | <b>自己株式</b>     | △83,906   |
| 貸倒引当金           | △12,955   | 評価・換算差額等        | 63        |
|                 |           | その他有価証券評価差額金    | 63        |
|                 |           | <b>新株予約権</b>    | 2,712     |
|                 |           | <b>純資産合計</b>    | 1,054,054 |
| <b>資産合計</b>     | 4,603,899 | <b>負債・純資産合計</b> | 4,603,899 |

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 4,163,721 |
| 売 上 原 価               |        | 2,176,027 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,987,694 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,870,185 |
| 営 業 利 益               |        | 117,509   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 7      |           |
| 受 取 手 数 料             | 801    |           |
| そ の 他                 | 3,161  | 3,970     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 12,974 |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 859    |           |
| そ の 他                 | 3,334  | 17,169    |
| 経 常 利 益               |        | 104,311   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 259    | 259       |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入         | 4,250  |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 24,475 |           |
| 債 権 放 棄 損             | 17,914 | 46,640    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 57,930    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 39,038 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,864 | 36,174    |
| 当 期 純 利 益             |        | 21,756    |

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |             |                     |             |
|---------------------|---------|-----------|-------------|---------------------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金           |             |
|                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金計<br>合 |
| 当 期 首 残 高           | 354,789 | 296,789   | 296,789     | 485,292             | 485,292     |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |           |             | △8,364              | △8,364      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 354,789 | 296,789   | 296,789     | 476,927             | 476,927     |
| 当 期 変 動 額           |         |           |             |                     |             |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           |             | △15,078             | △15,078     |
| 当 期 純 利 益           |         |           |             | 21,756              | 21,756      |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |             |                     |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |             |                     |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | —           | 6,677               | 6,677       |
| 当 期 末 残 高           | 354,789 | 296,789   | 296,789     | 483,605             | 483,605     |

|                     | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|---------|-------------|------------------|----------------|--------------|--------------|
|                     | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |              |              |
| 当 期 首 残 高           | △45,245 | 1,091,626   | △63              | △63            | 2,972        | 1,094,534    |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         | △8,364      |                  |                |              | △8,364       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △45,245 | 1,083,261   | △63              | △63            | 2,972        | 1,086,170    |
| 当 期 変 動 額           |         |             |                  |                |              |              |
| 剰 余 金 の 配 当         |         | △15,078     |                  |                |              | △15,078      |
| 当 期 純 利 益           |         | 21,756      |                  |                |              | 21,756       |
| 自 己 株 式 の 取 得       | △38,660 | △38,660     |                  |                |              | △38,660      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |             | 126              | 126            | △259         | △133         |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △38,660 | △31,982     | 126              | 126            | △259         | △32,115      |
| 当 期 末 残 高           | △83,906 | 1,051,278   | 63               | 63             | 2,712        | 1,054,054    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 投資有価証券

##### 投資事業有限責任組合への出資

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ③ デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用ソフトウェア 5年

のれん 5～8年

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

重要な収益及び費用の計上基準は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

##### ② 外貨建負債の本邦通貨への換算の基準

##### 外貨建金銭債権債務

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、シェアオフィス事業における入会金収入について一時点で収益認識しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は8,364千円減少しております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える損益影響は軽微です。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 144,511千円 |

##### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算定方法は、「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (重要な会計上の見積り) (1)繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

#### (2) 固定資産の減損

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度       |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,354,077千円 |
| 無形固定資産 | 11,624千円    |

##### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

②の金額の算定方法は、「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (重要な会計上の見積り) (2)固定資産の減損」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記  
 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
 短期金銭債権 5,682千円  
 短期金銭債務 55千円
6. 損益計算書に関する注記  
 関係会社との取引高  
 営業取引による取引高  
 売上高 708千円  
 仕入高 583千円  
 営業取引以外の取引高 713千円
7. 株主資本等変動計算書に関する注記  
 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
 普通株式 136,006株
8. 税効果会計に関する注記  
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
 繰延税金資産  
 未払事業税 2,679千円  
 貸倒引当金繰入超過額 5,091千円  
 減価償却超過額（減損損失を含む） 28,198千円  
 資産除去債務 185,287千円  
 関係会社株式評価損 81,259千円  
 未払金 28,265千円  
 その他 15,097千円  
 繰延税金資産小計 345,880千円  
 評価性引当金 △72,551千円  
 繰延税金資産合計 273,329千円  
 繰延税金負債  
 資産除去債務対応資産 △128,818千円  
 繰延税金負債合計 △128,818千円  
 繰延税金資産の純額 144,511千円
9. 関連当事者との取引に関する注記  
 該当事項はありません。
10. 収益認識に関する注記  
 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。
11. 1株当たり情報に関する注記  
 (1) 1株当たり純資産額 176円03銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 3円63銭
12. 重要な後発事象に関する注記  
 該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

ソーシャルワイヤー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登 樹 男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 田 太 洋 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーシャルワイヤー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャルワイヤー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

ソーシャルワイヤー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鈴木 登 樹 男 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 池 田 太 洋 印  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーシャルワイヤー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

ソーシャルワイヤー株式会社 監査役会  
常勤監査役 赤松 朱美 印  
社外監査役 樋口 節夫 印  
社外監査役 平山 剛 印

以上

## 株主総会参考書類

### 議 案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を表します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                         | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第16条 当社は、株主総会の招集に <u>関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削除)  |



| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                                                                                                                              |
| (新設)    | <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区新橋 1-1-13 アーバンネット内幸町ビル 3階

CROSSCOOP新橋 セミナールーム

TEL : 03-5363-4880



交通 都営地下鉄三田線『内幸町』駅 A5番出口より徒歩2分

東京メトロ銀座線『新橋』駅 7番出口より徒歩4分

JR『新橋』駅 北改札（日比谷口）より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしていません。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。